

令和7年度福岡県教育職員免許法認定講習実施要項

- 1 目 的 教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種・二種免許状、中学校・高等学校教諭一種免許状、養護教諭一種免許状、栄養教諭一種・二種免許状及び特別支援学校教諭二種免許状を取得させるために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図る。
- 2 名 称 令和7年度福岡県教育職員免許法認定講習
- 3 主 催 福岡県教育委員会・北九州市教育委員会・福岡市教育委員会
- 4 会 場 福岡教育大学（宗像市赤間文教町1-1）
中村学園大学（福岡市城南区別府5丁目7-1）
久留米大学（久留米市御井町1635）
千代合同庁舎（福岡市博多区千代1丁目20-31）
吉塚合同庁舎（福岡市博多区吉塚本町13-50）
- 5 開設科目 別紙「令和7年度福岡県教育職員免許法認定講習一覧表」のとおり
及び日程 （1科目につき2日間で実施）
- 6 受講対象者 以下のとおり

取得希望免許状	受 講 対 象 者
小学校教諭一種	小学校教諭二種免許状を所有し、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に勤務している教員
中学校教諭一種	中学校教諭二種免許状を所有し、中学校（特別支援学校の中学部を含む。）に勤務している教員
養護教諭一種	養護教諭二種免許状を所有し、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務している養護教諭
特別支援学校教諭二種	小・中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、学校に勤務している教員
高等学校教諭一種	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に勤務している実習助手
小学校教諭二種	中学校教諭普通免許状を所有し、小・中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む。）に勤務している主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師
幼稚園教諭一種	幼稚園教諭二種免許状を所有し、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）に勤務している教員
栄養教諭一種・二種	栄養教諭二種免許状を所有し、学校に勤務している教員、又は学校栄養職員、学校栄養士代理職員

※ただし、申込期限時点から講習当日までにおいて産前・産後休暇、育児休業、介護休暇、病気休暇及び病気休職中の者を除く。

※受講対象者は福岡県内の学校に勤務している者を優先します。

7 受講申込方法

- (1) インターネットでの申込とする。
個人で以下のURL又は右側のQRコードからアクセスすること。
(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/1EAWJZg2>)



「QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です」

※各所属の管理職に相談の上、受講申込の許可を得ること。
※学校コードについては各学校の学校基本調査担当に尋ねるか、文部科学省のHP (https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html) で確認すること。

- (2) 申込期限
令和7年6月22日（日）

- 8 受講料
受講料は徴収しない。ただし、テキスト及び実習費等の経費は受講者負担とする。
テキスト等が必要な場合は受講決定時に通知する。
- 9 受講者の決定
(1) 申込者が定員を超過した場合、今までに修得した単位数等を考慮して決定する。
(2) 受講者の決定については、7月上旬に所属長あて通知予定とする。
※市町村立学校の場合は、各市町村教育委員会経由で通知する。
- 10 単位の認定について
単位は、出席状況と試験等の成績により合格と判定された者に授与する。
(1) 単位は、同一科目2日間で1単位とする。
(2) 試験等の成績は、「可」・「不可」とし、「不可」は不合格とする。
(3) 2日間を通じて、理由のいかんにかかわらず、総時数の5分の4以上の出席（講義のみの科目については12時間以上、実技等を伴う科目については15時間以上の出席が必要）がなければ不合格とする。なお、台風等の不可抗力により講習を中止した場合も同様の取扱いとする。
- 11 遵守事項
~~認定講習受講に係る遵守事項（以下「遵守事項」という。）に反した受講者は、受講を取り消すとともに所属長に報告するので、受講者においてはこの遵守事項をよく読み、くれぐれもこれに反することがないように注意すること。~~

「認定講習受講に係る遵守事項」

- 1 教育職員として研修を受けるにふさわしい服装、態度で受講すること。（ジャージ、短パン、サンダル履き等での受講は認めない。）
- 2 講習会場へは公共交通機関を利用すること。受講者の身体的理由等のやむを得ない事由により、事前に各講習主催の教育委員会の許可を受けた者以外は、大学構内への自家用車の乗り入れは厳禁とする。許可なく大学構内に自家用車を乗り入れたり、近隣商業施設や公園等の駐車場に自家用車を駐車した場合は、発見次第直ちに受講を取り消すこととする。
- 3 原則として、遅刻・欠講・早退は認めない。遅刻・早退した場合は、その時限は欠講したものとする。
- 4 講義内容の録音及び写真撮影等は原則禁止とするが、身体的な理由等により必要な場合は、必ず事前に講師の了解を得ること。
- 5 遵守事項に反し受講決定が取り消された場合、職免で受講している者にあつては、職免自体が取り消され、その当日の服務は欠勤となること。

- 12 各会場の駐車場について
遵守事項に従い、公共の交通機関等を利用し、自家用車の乗り入れは絶対にしないこと。
ただし、福岡教育大学会場及び千代合同庁舎においては、受講者本人の身体的理由により自家用車使用がやむを得ないと判断される場合のみ、許可することがある。希望者は7月の受講決定後、所属長を通じて、各講習主催の教育委員会へ電話連絡し、指示を受けること。
- 13 教育職員免許状の取得方法の変更について
教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正（平成31年4月）に伴い、教育職員免許状の取得方法が変更されていること。変更後の取得方法については、本県ホームページに掲載している「教育職員免許状取得の手引」（以下「手引」という。）を参照すること。
なお、旧手引に従い単位を修得している者は、旧法下で修得した単位を新法の単位に読み替えた時に、単位が不足する可能性があるため、本県ホームページに記載の資料及び手引を参照し、修得済みの単位を新法に読み替え、今後修得する単位の確認を行うこと。
- 14 その他
(1) 使用テキスト、持参物、講義室等については、受講決定時に通知すること。なお、講義内容等の都合上、一部変更の可能性があること。変更等については、ホームページに掲載するため、適宜確認すること。
(2) 講習の受講にあたり、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項に基づく職務に専念する義務が免除される研修として受講する者については、県立学校に勤務する者にあつては「授業を行う日における教員等の研修について」（昭和46年2月8日46教第165号）、市町村（学校組合）立学校に勤務する者にあつては「教員の長期休業期間中の校外研修について」（平成14年6月28日14教教市第71号）において定める校外研修報告書の作成は不要であること。

- (3) 当日の時間割は以下のとおりであること。
 受付を1日目8時45分から9時00分までに行うこと。
 講義の都合により、終了時間や日程が一部変更となる場合があること。

受 付	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	昼 食	第5時限	第6時限	第7時限	第8時限
8:45 ～9:00	9:15 ～10:00	10:00 ～10:45	10:55 ～11:40	11:40 ～12:25		13:15 ～14:00	14:00 ～14:45	14:55 ～15:40	15:40 ～16:25
1日目	講 習	講 習	講 習	講 習		講 習	講 習	講 習	講 習
2日目	講 習	講 習	講 習	講 習		講 習	講 習	講 習	試 験

- (4) 受講者決定後に講義内容の変更等が生じた場合は、申込時のメールアドレスあて通知すること。
 (5) 各講習の主催別の問い合わせ先は、以下のとおりであること。

【問い合わせ先】

福岡県教育庁教育総務部教職員課 管理免許係
 TEL：092-643-3894

北九州市教育委員会教職員課 教職員係
 TEL：093-582-2372

福岡市教育委員会職員部教職員第1課 第1係
 TEL：092-711-4754